資料４

個人情報ファイル簿（法第７５条第１項）

（１）個人情報ファイル簿の趣旨

行政機関の長等は、行政機関等が保有する個人情報ファイルについて、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性を図り、行政機関等における利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をより的確に認識することができるようにするために、一定の事項を記載した帳簿である個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。

※個人情報保護法ガイドライン（行政機関等編）６－２より

（２）個人情報ファイル簿の記載内容（別添様式参照）

（３）久喜市の個人情報ファイル簿の件数（令和５年４月１日時点）

総務部	１２件
市民部	１８件
環境経済部	４件
福祉部	１０件
健康スポーツ部	１６件
子ども未来部	７件
建設部	４件
上下水道部	４件
選挙管理委員会	１件
農業委員会	１件
教育委員会	６件
合　計	８３件

（別添）

様式第１号（第２条関係）
個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		
行政機関等の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	※該当の有無を選択	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	久喜市役所市政情報課付公文書館 久喜市菖蒲総合支所総務管理課 久喜市栗橋総合支所総務管理課 久喜市鷲宮総合支所総務管理課 〒３４６－８５０１　埼玉県久喜市下早見８５－１ 〒３４６－０１９２　埼玉県久喜市菖蒲町新堀３８ 〒３４９－１１９２　埼玉県久喜市間鎌２５１－１ 〒３４０－０２９５　埼玉県久喜市鷲宮６－１－１	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	□法第６０条第２項第１号（電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル　□有　□無	□法第６０条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）
備　　考		